

東洋史研究

第六十二卷 第一號 平成十五年六月發行

巡撫朱紘の見た海

——明代嘉靖年間の沿海衛所と「大倭寇」前夜の人々——

山 崎 岳

はじめに

一 撫浙始末

二 巡閩遠近

三 軍民無頼

四 衛所百景

五 所謂夷人

六 在水此方

七 海角棄民

八 天涯死命

むすび

はじめに

本稿が採りあげる朱統とは、明代嘉靖年間に浙江巡撫および福建海道提督軍務に任ぜられた人物で、明代の北虜南倭が通史的に語られる際には、倭寇問題の立て役者として頻繁に言及されてきた。いわゆる後期倭寇時代の本格的な動亂は、彼による海禁の引き締めとその挫折をもってその端緒とする。こうした理解は、おそらく嘉靖年間當時から今日に至るまで受け継がれてきた一般的なものであり、またそれは、「倭寇」という明朝中國の社會狀況を反映したある種特殊な術語をそのままに用いて敘述される限りにおいては、特に異論を唱えるべきものではない。⁽¹⁾ 明代後期に顕在化する、主として南直隸から廣東省に渉る沿海域において發生した比較的大規模な動亂と略奪行爲を、國初の例にならって「倭寇」の名で呼び始めるのは、朱統失脚に前後してのことである。⁽²⁾ 史書に現れる用語の使い分けに敏感でなければならぬ文獻史學にとって、こうした時期区分には相應の根據もあり、また混沌とした歴史事象に一定の段階的秩序を與えるという意味でも必要な手續きであろう。

しかし、朱統自身の遺文の中に「倭寇」という言葉はほとんど見られない。用語法そのものを見る限り、「倭寇」と朱統とを結びつけるのは、後世ないしは朱統と同時代を生きた史家たちの作爲によるところが大きいのではないか。というのも、當時「倭寇」の名をもって呼ばれた人々の實體そのものが、必ずしも文字通り日本人の狼藉のみを指すものではなく、むしろそれに數倍する中國大陸の人々を含んでいたこと、そうした雑多な集團が、今に残る記録のもととなる情報を提供した治安當局によつて便宜的にひとくりにされたものであったことは、關連の文獻を繙くものにとつて否定しがたい事實であり、またそれは今日、日中を問わず、實證を重視する一般の歴史家には廣く認知されるところだからである。⁽³⁾

日本國內で、朱統その人を扱ったものに、片山誠二郎による論文がある。⁽⁴⁾ 片山はそこで明朝の海禁政策を、王朝國家が朝貢制度を盾にとつて貿易を獨占し、かつ支配階級である郷紳層がその特權を利用して密貿易の利を享受する、一種の寡

占協定に近づけて理解しようとしている。さらに片山の手になる一連の研究は、明代後期の「倭寇」問題を、對外市場から排除された中小規模の商人たちが、禁制の取り下げを求めて武力闘争に及んだものと理解する⁽⁵⁾。それら嘉靖期の海商たちを主題とした諸論考は、いわゆる嘉靖の「大倭寇」が、日本人やヨーロッパ人の來航という外壓のみによつてではなく、中國國內に内在する社會矛盾によつて發生したものであることを、階級闘争という視點を借りて論じたものであり、同時に、一國主義的に完結しがちであつた戦後の社會科學的分析手法を、海外世界との接觸點という局面に應用しようとした點においてもユニークなものであつたと言えるだろう。

これに異議を唱えたのが佐久間重男であつた。朱紘を論じるにあつて、片山が多くをその文集の記述によつたのに対して、海禁制度そのものに、より強い關心を傾けた佐久間は、實錄や會典、地方志など、より公的な編纂物に重きをおいて、中央と地方という、地理的な對立の構圖を描き出した⁽⁶⁾。佐久間によれば海禁令とは、中央政府による貿易利潤獨占の意圖のもと、沿海地方住民の利益を犠牲にして強權的に押しつけられたものであり、當時の中國沿海地方において郷紳と一般庶民とは、相い對するよりも、理不盡な海禁令に反發する姿勢において利害をとにもする共生關係にあり、より深刻な對立は中央集權の專制國家と沿海地方の人民一般との間に存在したとする。

八十年代以降、日本の中國史研究は、中國本土の改革開放の流れに平行するかのようになり、中國社會を從來的な上下の階層間の對立をもつてしてではなく、より自由かつ流動的な人々の集團が、生存と社會的上昇を賭けて押し合いへし合いする競争社會にとらえ、本來的に孤獨な個人個人が、生きてゆくためのつながりを求めて任意の社會關係を自在に結びあう契約的側面に光をあてはじめた⁽⁷⁾。「野蠻の自由」に君臨する「柔らかな專制」のもと、社會秩序は在地の諸關係の中で自立的に生成されるものであり、一見上から一方的に與えられたかに見える法令のたぐいも、治められる人々が聽き従うことによつて實體化する。彼らの聲なき聲を酌み取り、その福利厚生に寄與するところあつてこそ、發令者はその統治者としての立場を維持しうる。古くは孟子の民本思想にまで通底するこうした權力觀それ自體は決して目新しいものではない

が、⁽⁸⁾國家という社會組織ないし社會形態を、持てる者による持たざる者の支配としてとらえる、それ自體一長はあっても萬能ではない一時代の固定觀念から自らを解放したことにおいて、やはり新しい潮流であつたと言ふべきであらう。

近年、明朝一代の海禁令に關しても、王朝國家が朝貢貿易の利益を獨占するもの、とした従前の理解は改められつつあり、沿海地域の治安問題に重點をおく見解が現れてきた。⁽⁹⁾また文化的グローバリズムの影響下、國民國家を相對化する思潮を背景に、日本史においては「中世」社會の再検討が行われ、「倭寇」問題に關しても大きな成果を生んでいる。⁽¹⁰⁾

ここに筆者が朱統という人物を探りあげた二つの理由を擧げておこう。一つは、朱統による海禁政策を、今日の研究水準によつて明らかになつた中國社會像の中に位置づけて理解してみたいと考えたことによる。朱統の故事を語ることは、中國政治史であると同時に東アジア社會史であり、兩者は本來親和的なものであることに改めて思いが及ぶ。もう一つには、われわれと同じ生身の人間である朱統が、都察院都御史という一官人として、どのように當時の社會的現實に相い對したのかを描き出してみたいと思つたことによる。二つの發端は、朱統という人物が、彼の政治上の舞臺である浙江福建地方で、いったい何を、どのように見たのかを敘述することによつて、一つの像を結ぶことができるのではないかと考えたのである。それでは本論に入ろう。

一 撫 浙 始 末

朱統、字は子純、號を秋崖といい、南直隸長洲縣の人である。『明史』卷二〇五、列傳第九三には張經・胡宗憲など倭寇討伐に遣わされた巡撫都御史の面々が名を連ねているが、その卷頭を飾るのが朱統の傳である。ここにその概要をかいつまんで記してみよう。

嘉靖二六年、朱統が浙江巡撫および福建海道提督軍務の職に任ぜられた當時、國初洪武年間に永代の定制とされた海禁にもかかわらず、禁令を破つて海外に赴いた人々が、倭人やフランキ等諸國人をかたらつて不法な商取引を行つていた。

寧波府沖合、現在の六横島に雙嶼という港があり、福建人李光頭、徽州人許棟などがここに據點を構えて、それらの交易を牛耳っていた。沿海地方、特に福建省漳泉地方の富豪たちがこれらと結託し、役人も手を出すことができなかったが、中には代金を付けに回して踏み倒そうとするものまであり、倭人は大いに恨んだ。折しも、沿海地方の軍備は退廢を極めており、倭人は思いのままに掠奪をはたらいていた。朱統は、船舶の渡海を禁止し、保甲を組織して違反者を檢舉することと務めた。また福建省漳泉地方の山賊を平定し、海道副使柯喬や都指揮使黎秀に福建省沿海部の警備を任せ、都指揮使盧鏜等に命じて雙嶼港を攻撃、これを封鎖した。さらには日本からの朝貢使節策彦周良一行が、規約に反して六〇〇名の人員を率い、所定の貢期に先んじて來航していたが、朱統は彼らの入港を許し、寧波の嘉賓館に收容した。何者かによって彼らの決起暴動をそそのかす投書がなされたが、朱統の警備が嚴重であつたため謀略は失敗に終わった。一行の居所も定まったところ、禮部主客司の福建人林懋和が使節たちを追ひ返すべきだと言ひ立てた。朱統は、中國が諸外夷をよく制するには、まず信義を立てるべきであると反論し、かつ「外國の賊を除くのは手易いが、中國の賊は難しい。中國海邊の賊はまだよいが、衣冠をつけた賊は最もやっかいだ」と述べて、ますます浙江福建人たちの怒りを買うことになった。福建人である監察御史周亮と刑科給事中葉鏜の彈劾が吏部に容れられ、朱統の身分は巡撫浙江から巡視浙江に格下げとなり、その職權は削減された。朱統は憤慨して、翌年の春、「私めが海防を建て直すこと、ようやく緒に就いたところに、周亮めが我が職權を削いだことで、部下たちまでもが我が命に従いません」と、六箇條にわたる改革案を上呈し、語氣には義憤があふれていた。朝廷の士大夫たちにも、浙江福建人たちの言い分を優先して朱統を快く思わない者があつた。朱統はさらに温州府、盤石衛、南麂山各處近海の賊を三ヶ月にわたって掃討し、さらには處州の鑛山の賊を平定した。その年三月、フランキすなわちポルトガル人が詔安を劫掠したので、朱統はそれを討ち果たし、その頭目であつた李光頭他九六人を捉え、これも自らの判斷で處刑した。その経緯を上聞に入れるに際し、文言にはまたもや富貴の家を侵すものがあつた。御史陳九德はついに朱統を擅殺の罪に問い、朱統は職位を奪われ、兵科都給事杜汝禎が搜查を命じられた。これを聞いた

朱統は悲憤慷慨、涙を流して「私は貧しく病がちで、しかも氣位が高く、とても訊問に堪える身ではない。たとえ天子が我が死を望まずとも、閩浙の輩が私を生かしてはおかないだろう。死ぬならば我が手をもって、人のたすけは借りぬ。」と、自ら墓誌銘をものし、辭世の詞句をしたためて、毒を仰いで死んだ。翌年、捜査にあたっていた杜汝楨と御史陳宗夢が歸朝し、「奸民が違法な取引を行い、逮捕を拒否したものであつて、朱統の言うような、王號を僭稱し各地で掠奪を行った、という事實はなかった」旨を報告、朱統を擅殺の罪におとしめた。朱統の逮捕が決定したが、本人はすでにこの世になく、柯喬と盧鏜にはともに死罪の判決が下った。

以上、『明史』朱統傳の大筋をまとめてみたものである。冗長になるのを恐れて若干端折った部分もあるが、ここに描かれる朱統の生平が、概して列傳という文學様式に見合つた英雄的で悲壯なものであることに、およそ異論はないだろう。論調は一貫して朱統の冤を唱え、その治下の人々の奸邪を呪うものであり、朱統の自殺を東南變事の濫觴と位置づける史書編纂者たちの歴史觀が情念的な筆致で高らかに謳われる。しかし朱統の傳はもとと分量的に長いものではないが、その冒頭に若干の職歴に關する記述を掲げるのを除いて、他一切が浙江福建兩省に在任した、わずか三年足らずの事跡を語ることに終始しているのである。これはおそらく列傳撰者が依據した主要な史料の性質によるものだろう。

朱統の手になる文章を収めるのは『璧餘雜集』という個人文集である。採録された奏疏と咨文は、數篇の例外を除いて、ほとんど全てが嘉靖二六年から同二八年の間に書かれたものであり、一般の文集の主要な構成要素である詩や雜文の類が極度に少ないことも、この文集の特異な性質を物語っている。結論から先に言つてしまえば、『璧餘雜集』所載の文書類は、朱統が自身に被せられた汚名をそそぐ一念で集めたものであり、いわゆる美文集とはその編纂の意圖からして一線を畫している。「竹木の削りかす」に擬せられるそれらの政治文書を束ねた一二卷の書物は、彼自身の雪冤の書とも言うべきものなのである。⁽¹¹⁾

二 巡 閩 遠 近

勅命を受けた朱統が最初に訪れたのは、巡撫管轄下の浙江ではなく、提督軍務の職をもって臨む福建省南部の漳州地方である。浙江巡撫に就任する直前、朱統は南贛巡撫として江西省贛州府に一年ほどの間駐在していた。詔勅によればその職責は、主として江西・福建・廣東三省交界にあたる廣大な山岳地帯の警察行政をとりまとめるものであった。⁽¹²⁾着任後一年を経ずして浙江省へ轉任の消息が伝えられると、嘉靖二六年九月、朱統は南贛巡撫の職位を後任者に引き継ぎ、そのまま省境にあたる武夷山塊を越えて、一〇月には福建省沿海の漳州府に移った。同府は南贛巡撫の職責のもとにあったが、また新設の福建海道提督軍務の管轄範圍と重なっていた。朱統が「巡撫浙江、兼管福建福興漳州等處海道提督軍務」の正式な辭令を受け取ったのは、その年の一二月のことであり、翌年三月には寧波で日本の朝貢使節の上陸に立ち會つて、六月になつてようやく杭州府の巡撫衙門に歸着する。それまでの半年以上もの間、朱統は福建および浙東沿海地方をゆつくりと北上しながら、當地の現状視察につとめたのである。管内諸官の不正彈劾は都察院都御史の重要な職務であつたから、朱統も各地部下諸官の勤務狀況を實見し、その論評を奏上しているが、列傳にも記されるように、漳州二府の後背地に隱れ棲んだ山賊の動亂を鎮壓し、寧波府沖合の雙嶼を廢港としたのもこの間のことである。まずは杭州に向かうべき朱統がこうした大回りの迂回路をとつた理由には、新たに外向するにあたつて任地である福建省沿海地方の現状をその目で見ておきたいという氣持ちがあつたのであろう。浙江巡撫在任中、朱統が最も意を用いたのは海禁令の復興と海防體制の建て直しであつたが、こうした政治方針の基礎となる現状認識が、このとき實地の視察によつて得られていることは疑いがない。都察院右副都御史などといえはいかにも現實おんちの政府高官という印象もあるが、朱統自身はむしろ足回りのよい、行動する政治家であつたといえよう。

この巡行の過程を一貫して朱統の關心の中心にあつたのは、當該地方における社會風紀の亂れであり、より直接的には

治安の回復であつた。當時、福建省において海防の重責を擔つていたのは、同省按察司副使分巡海道、通稱海道副使であつた柯喬と、總督備倭以都指揮體統行事の黎秀である。前者は提督軍務朱統にとつて隨一の協力者であり、福建省における情報収集と政策推進を一手に任されるが、朱統の辭職に前後して、職權濫用の容疑で都指揮使盧鐘とともに逮捕拘禁され、その後釋放されて郷里に歸つたと伝えられる人物である。一方、福建省における海防制度の腐敗、墮落の象徴的事例として、朱統による徹底した糾弾にさらされるのは、後者の黎秀であつた。

効奏文によると、この總督備倭は、新任の省提督軍務である朱統との最初の面會にあつて、その直屬の配下で省下五水寨の守備を務める五人の把總の姓名を上呈するよう求められた。水寨とは海上警備の據點となる海際の兵營であるが、福建省でいわゆる五水寨とは、省下沿海の四府一州に一ヶ所づつ建設された海防の要衝であり、そこでの警備活動は、大隊長ともいふべき役職である把總の指令によつていた。⁽¹³⁾ところが、上呈された黎秀の報告書には、五名のうち二人の名を缺いており、残り三名についても以前の簿籍をそのまま寫したもので、全く實狀と異なるものであつた。問いつめられた黎秀は「把總は五年で交代するので、いちいち覺えていられない」と應えたという。⁽¹⁴⁾

水寨の警護にあたる把總は、當初は中央から直接任命されるものであつたが、時代が下ると、大規模な戦役が行われなくなつたこともあつてか、在地の衛指揮使のうちから優秀なものを選定するという方式に、いつしか改められていた。⁽¹⁵⁾つまり、把總の職責は、この時點ですでに在地の衛官の手の内にあつたものであり、朱統の効奏が事實であるとするならば、朝廷から派遣される形をとつた勅任官である總督備倭と、地元水軍の顔役である把總との統屬關係が實質的に機能してゐなかつた可能性がある。

さらに黎秀は、後に朱統によつて泉州府下の金門千戸所に出向を命じられるが、いつまでたつても到着の報告をよこさないばかりか、漳州府下で發生した小規模な紛争によつて官軍員數がまたもや減少したことについて、朱統が遠く浙江省にあるのをよいことに隱蔽を目論んだことが告發され、再度の糾弾を蒙つてゐる。⁽¹⁶⁾朱統によると、浙江省では都指揮使司

の屬官であり布政按察兩司と對等の立場にあつた總督備倭の官も、當時の福建省においては「都指揮の體統を以つて行事する」に過ぎず、衆目の輕んずるところとなつて、自尊心においても缺くところがあつたといふ。⁽¹⁷⁾

ただし、この黎秀について、後の浙直總督胡宗憲の幕下に編まれた『籌海圖編』⁽¹⁸⁾には、朱統や柯喬らに異議を立て、より積極的な海上封鎖を主唱した英傑として賞賛を加える記事が見えている。確かに朱統の筆鋒鋭い人物評は、より實際的な政治力や民心の收攬を考慮に入れない原則論に傾きがちな嫌いがあつた。それに比べて、しばしば權謀術策を好んだといわれ、朱統とは對照的に人脈づくりに長けたタイプの政治家であつたと評される胡宗憲の幕客が、「倭寇」問題の功勞者の一人として、志を得なかつたかつての總督備倭に、再評價の呼び水をもらはそうと企圖したとしても不自然ではない。黎秀に對する朱統の執拗な追及も、その個人的な好惡の感情よりするもので、理非曲直は所詮時勢に隨う相對的なものと達觀することもまた可能であらう。

しかし、部下諸官の彈劾に身命を賭し、ついにはその職業倫理に殉じて自ら命を絶つた朱統の生涯は、これまでも多くの論者が評してきたように、そうした不寬容において誤りであり、その政策は彼自身の失脚によつて失敗に終わったと、一概に斷すべきなのだろうか。それを明らかにするためには、まず朱統の赴任した浙江福建地方の社會狀況をより深く見ておく必要があるだろう。

三 軍 民 無 賴

衛所制度が明代中期には軍事警察權としての實質的規制力を失いつつあつたことは、廣く知られる事實であるが、それは何よりも、各衛所駐在の軍士員數の減少として最も端的に現れている。⁽¹⁹⁾『髡餘雜集』に收められた嘉靖二十六年（一二月二六日付の上奏文）によつて、朱統が海道副使柯喬の報告によつて得た、福建省下漳泉二府の水寨と巡檢司に駐在する軍兵の實數を知ることができる。極端な例として、漳州府下の銅山水寨では、もともと一八五九名の兵士を擁していたものが、

當時わずかに二五八名を残すばかりであり、そのほか各地水寨巡檢司等に駐在する兵卒も、ほとんどが規定値の半分も満たしていない状態であつた⁽²⁰⁾。

こうした員數減少の背後には、諸々の要因が挙げられようが、上記奏文中では、特に官軍兵士への給與未拂いが報告されている。活嶼寨で二ヶ月、漳州府城で三ヶ月、銅山寨で八ヶ月、玄鍾所に至つては實に二〇ヶ月分の給與の支拂いが滞っており、その他各衛所のうち一カ所たりとも、規定通り支給しているところはないということであつた。

衛所制度は軍屯と呼ばれる耕作地からあがる收穫を財源として運営されており、軍戸といつても農業生産から切り離された職業軍人ではない。嘉靖年間に編纂された『寧波府志』には、軍戸の屯田には正規の税役以外にさまざまな利權が絡み合っており、アリ地獄さながらの收奪を恐れて耕作を請け負うものがなく、主なき土地は荒廢し、その一方では路傍に餓え死ぬ老幼があとを絶たなかったことが悲嘆を込めて述べられている。本來土地はありあまつていながら、それを耕す者がおらず、戸籍になく税役を免れていた人々を耕作に當てたとしても、一朝課役を試みれば、たちまちに夜逃げされてしまったという⁽²¹⁾。しかし、軍戸の多くが生活に窮する一方で、同府志は、軍士たちが贅澤におぼれ、街に出ては遊興にいそしんでおり、また、そのうち文才ある者は、小手先の學問を習いおぼえては大言壯語し、文士先生と役にも立たない榮譽を競つて自らよしとしている、とかこつ⁽²²⁾。屯田からあがつた税糧は、本來兵餉に回す分量以外、戸部に納入することになっていたが、實際は衛官とつるんだ人々の手で山分けにされていたともいう⁽²³⁾。

集團的な生産勞働においては、往々にして管理者と直接生産者との間に、組織の運営を媒介にした權力關係が発生しやすい。國初から衛所諸官は當地で世襲するものとの定制があつたが、親譲りの衛指揮にとつて、海千山千の古兵たちを向こうに回してにらみを利かせるためには、その制度的特權に頼るほかない。すなわち、利權の配分に心を配り、軍規をもつて脅しつけることである。制度上は平等であるべき兵餉の支給格差は擴大してゆく一方、その分配に携わる衛官たちの周りに、家丁と呼ばれる本來は軍籍にない用心棒的な人々がたむろするようになる。衛官の擔う職務責任は、軍制に關

わる細則の墨守よりも、むしろ衛所體制という大枠の護持にあると意識され、またそうした制度的な建て前が、軍士たちの給與の不公平な配分を正當化し、階級分化とも言うべき貧富の格差が齒止めなく進行したであろうことは想像に難くない。軍中に身を置いて生計を立てようとするものが、弱肉強食の軍營生活にしかるべく適應するためには、衛官の私兵はもつとも望ましい身分であり、利益配分にあたつて法外に上前をはねていた「姦民」と呼ばれる悪質な仲介人も、こうした「家丁」の中に含まれていた可能性はある。こうした状況を腐敗と呼ぶならば、それは制度のありかたそのものに内在した構造的なものであり、特定の階層の悪意にのみ元凶を求めることのできないものであらう。⁽²⁴⁾

明代中葉の社會は、一方で富の集中による文化の爛熟をもたらししたが、それは他方での絶望的な貧困とあらはらの關係にあった。軍戸もその例外ではない。もともと國家的暴力そのものである衛所制度において、生産労働に關わる行政一切は軍事警察系統によつて運営され、衛所軍戸は一般民戸をしのぐ恒常的收奪と暴力的抑壓を體質的に秘めていた。しかもそれが衛所制度というシステムの形式的存続には避けられないプロセスであり、その表面上の現状維持を致命的に脅かすものではなかったことから、衛所官軍の有名無實は無爲自然のあるがままに放任されて、制度的實質は濟し崩しの空洞化をきたしていたのである。

嘉靖年間以降、沿海の衛所を語る地方志の多くに、官軍の兵士が、軍鼓の響きを聞いただけで色を失い、早々に逃げ散つてしまふことを國家の大事と憂うる記事が現れる。こうした風聞は遠く海を越えて傳わつていたようで、ポルトガルからの外交使節として中國に來航したこともあるトメ・ピレスという人物は、ジャワやマレーのジャンク一隻で中國船二十隻を沈めることができるだろうとか、ポルトガル・インディア總督の船十隻で中國沿岸を全て征服できるだろうとかいった誇張とも強がりともつかない記述を残している。⁽²⁵⁾ 衛所官軍のこうした醜聞を、ピレスのように民族的特性のゆえんに歸するのは、おそらく正しくない。問題は、衛所という機構が國家という大組織の中で果たす軍事的機能そのものについて、軍戸に編み込まれた人々が、日々の生活實感においてそれほど獻身的にはなりえなかったという點にある。かれらにとつ

ては、世知辛い世の中をいかに食いつなぐかが、生活のより重要な内容であつた。制度上、軍戸が運命づけられていた國家のための死は、そこに生まれついた人々にとつて、また犯罪容疑によつて強制的に衛所に組み込まれた軍士たちにとつて、おそらく何の意味をももちうるものではなかつたのであらう。⁽²⁶⁾

四 衛 所 百 景

嘉靖二七年六月二七日付の朱統による上奏文から、同年五月から六月にかけて巡撫衙門に報告された浙江省下の各衛所巡檢司の活動を見ることができ⁽²⁷⁾。特に目につく事例をここに擧げてみよう。

五月五日、温州府永嘉縣の民人が福建省方面に材木を買いに出向いたところ、同省福寧州沿岸海域で海賊船四〇隻の掠奪を被つたことが報告されている。また一二日には、その一月前に封鎖された雙嶼港の元締めの一人であつた許四という男が銀兩を積んだ船とともに紹興府下で捕らえられ、銀は縣署に送られたが、許四の身柄については當事官が上司に報告をせず、勝手に逃がしてしまつたことが發覺している。一六日には太平縣下松門衛から、軍船に便乗して近海の島嶼へ薪を採りに出かけた人々が、海賊に襲われて、三〇名が拉致され、三一名が殺された。翌日、太平縣と松門衛は報復行動に出て賊船を攻撃、東南方面に驅逐するが、二一日になつて温州府永嘉縣下の巡檢司で一名が解放された。温州府の差役であつたこの男は、高元帥および海道林副使を名のる海賊の頭目から、残りの人質の身代金を要求する文書を託されており、賊船二〇隻餘りが溫台兩府交界あたりの島嶼に停泊しているとのことであつた。二四日には、おそらくその一味であらう一五〇人餘りが七隻の小船に分乗して、太平縣下に上陸して放火掠奪を行っている。一連の事件の消息はここで絶えており、その後の顛末は知る術がない。他にも、翌六月の二〇日明け方には、賊船一隻が突如福建省との省境近くに現れ、三、四〇〇人が上陸した。金郷衛の指揮使が現地千戸所と平陽縣の官兵を率いてこれを迎え撃ち、三人を討ち取つて、三人を捕縛したが、うち一人は連壽和尚と名のる日本人であつたという。また、南直隸嘉善縣からの通報によると、二二日には

太倉衛附近で、大型船三隻が觀測されている。乗組員は赤や緑の鮮やかな服裝をして異様な言葉を話し、船は重火器を満載、銅鑼を鳴らして銃聲を放ちつつ吳松江河口附近を往來していたという。

これらの事件は、いずれもそれ以上の規模に發展することなく自然收束し、朱統なくしてはとても中央に上奏される性質のものではない。以上の報告を見ても、當時の浙江海域の治安狀況が推して知られることだろう。密貿易基地雙嶼は都指揮使盧鎰らによつてこれに先立つ四月七日に封鎖されており、隠れ家を失つた貿易船が海上をさまよっていたであろうことは想定しておかなければならないが、船にとつての風待ちは雙嶼一港にとどまらないし、假に雙嶼が機能していても掠奪が起これないとは限らない。そもそも一度捕らえた賞金首を勝手に逃がすとは、衛所官軍の軍紀は一體どのような狀態にあったのだろうか。

朱統の失脚に遅れること數年、寧波府の衛官の家系の出身である萬表という人物は、南京都督府の官を辭して郷里に歸り、自ら「倭寇」征討の民兵を組織した。彼の手になり、おそらくはその實見に基づくであろう『海寇議』と名付けられる報告書に、⁽²⁸⁾衛所軍官の中には、當時「倭寇」の總元締めとして知られていた王直に對して臣従の禮を執り、指圖されるままに物資の運輸を助け、かえつてそれを榮譽とする者まであつたと述べられている。⁽²⁹⁾こうした彈劾文を一字一句そのままに信じることはできないとしても、當時、「倭寇猖獗」の壓倒的な狀況に對して、官軍の把總が、自らの保身を考へる以外、ほとんど爲す術を持たなかつたことは想像に難くない。

福建省下の官軍兵士について、海道副使柯喬は、嘉靖二六年の時點で、五水寨の把總がすでに有名無實となり海賊の手引きをしているという事實を報告している。朱統の見解によれば、それは水寨という施設が地理的に孤立しており、把總への監督が行き届かないという狀況の致すところであつた。⁽³⁰⁾そもそもかの五水寨は、洪武永樂年間の設立當初は、より沖合の島嶼上に位置していたが、正統景泰年間に至つて本土海岸沿いに移されたものであることが、『籌海圖編』や各處地方志に記されている。⁽³¹⁾嘉靖後期に活躍した文人經世家唐順之は、それら水寨の跡地を海賊がその根城としているという老

將の言を紹介し、防衛ラインを再度前進させることを主張している⁽³²⁾。しかし、もともとそれら水寨が移設された理由として地方志等に記されるのは、「孤懸海中」、「孤島無援」、要するに連携ブレイに便ならずといふところだが、主權範圍の縮小ともいえるこれら水寨の後方移轉には、より本質的な要因として、駐在の兵卒が官の名をもって行使しうる強制力を監察の目の届く範圍に制限しようという配慮がはたっていたのである。

沿海地方の衛所官軍が海禁を犯して、時に商船を外國に往來させていたことは、明代を通じて實錄にまで散見される、いわば公然の祕密であつた。發覺した衛所の不祥事に關しては、中華書局から出版されている『明實錄類纂』等を繰るだけでも枚舉にいとまがないが、中央に告發されたもののみをとつて密航全體の規模を推し量ろうとするのは徒勞であろう。成化弘治年間にはすでに、沿海地方の富豪たちの商船が盛んに海外に渡つていたとも傳へられ、實際に中國を訪れたこともあるポルトガル人ガスバル・ダ・クルスの見聞記には、嘉靖時代の沿海地方の人々が、官憲に付け届けをすることによつて、もはや平然と海外に渡航し外國との貿易を行つていた事實を記している⁽³⁴⁾。

これは衛所に限つたことではない。漳州府の海滄には、特殊な警察機關として安邊館という施設が設けられ、同府の次官が駐在して海賊や密航者を水際で取り締まる任務を負つていた。しかし、責任者の代替わりを経るうちに、職員たちは本來の任務とうらはらに、當地の姦民と馴れ合つて彼らを匿う立場にまわつてゐる、とは朱統の奏上に嘆ずるところである⁽³⁵⁾。また『孝宗實錄』が南京の禁軍指揮使による告發を引くことには、弘治初年當時、刑事裁判は法曹諸官の恣意に任されておき、罪状のない参考人が死ぬまで獄に繋かれ、無實の囚人が法廷に立つて審理を受けることすらできない状態であつた。獄吏の人員は素性の知れない連中に占められ、專横長年にわたつていたが、法曹諸官は彼らの使い勝手がいいのをよいことに、腹心に置いて手懐け、不正行爲が蔓延していたといふ⁽³⁶⁾。これに續けて、商利を負る輩が巨艦を建造して外國人との交易にいそしみ、私物を官財と偽つて道すがら至るところでごまかしを行つてゐるため、今後船を操つて海に出る者はみな私通外國の罪に問うべしとの提言がされておき、ことは都察院から奏上されておき、この處置はなされた模様だ

が、この一事によってこの種の制度疲弊に抜本的な對策が講じられたとは到底思われない。

明朝一代、中央政府は建國の理念として海禁政策を掲げたが、沿海地方の多くの住民にとって、自らがその功利的な效用を享受することのない法令を字義通りに奉ずるのは、容易なことではなかった。禁令の實効性は沿海衛所巡檢司の強制力に委ねられたが、いかんせん、その擔い手たるべき官軍や弓兵も、現地の住民に他ならない。もともと沿海衛所の不祥事のタネは海禁に限ったことではなく、國家權力を盾に、何かと近隣の民戸といざこざを起こしたもののようである。嘉靖年間刊行の『溫州府志』には、洪武年間に金鄉衛が兵器を密造し、周邊住民に不當な貢納を課していたこと、宣德年間に府下の衛所官軍が横暴をはたらき、民戸を苦しめたこと、などといった記事がみえ、さらに『英宗實錄』を繕けば、正統元年には、平陽縣知縣から、沿海地方の富豪と官軍が法をたてにとつて、良民を害し上官を陥れ、ペテンを盡くして市場を獨占し人々を苦しめている、との上奏がなされている。⁽³⁸⁾これらはどれも明代前期の事例だが、衛所官軍が必ずしも國制の忠實な遵奉者ではありえなかつたことをにおわす報告は決して少なくない。

こうした軍事警察機構の退廢は、中國東南沿海部に一種の無政府狀態を生みだしていた。特にリアス式海岸に沿って連なる大小の島々は、商人たちの風待ちの港として、上位權力の及ばない無法地帯として、そして盜賊や亡命者たちのアジールとして、あらゆる自由が享受されていたといえるだろう。いかなる手合いの營利活動も許される自由があり、またその收穫を摘み取るため、いかなる手段にも訴えることができる自由があった。ここで言う自由とは、あらゆる障礙を超克する實力を前提としている。障礙とは、同時に他者の自由、つまりその干涉、反抗、抑壓を含み、それにうち克つ力のない人々は、彼らの自由に従容としてなすがままになるほかはない。中國の政治領域を脱して外國に居住した華僑および華人を、王朝權力の保護からうち捨てられた人々という意味で「棄民」と呼ぶ事例があるが、中國の邊緣にありながら王朝の規制力の外にある無法地帯に展開する自由競争を、ここでは「棄民の自由」という限定的名辭によって形容したい。中國内地が天理と人倫を説く士大夫官僚に導かれる社會と措定するなら、海上は任俠無賴の荒くれ男が主人公の、弓箭か

まびすしくむき出しの暴力が支配する、棄民^イたちの別天地であつた。

このような状況を前にして、さしもの「祖宗の法」としての海禁令も、もはや一片の空文に過ぎなかつた。中國内地でもまた到るところの山林藪澤に、梁山泊^イさながらの無政府地帯が出現しえたが、東南沿海部に限つて言えば、住民は海を通じて廣く中華王朝の領域外に通交し、それら「海外諸國」の人々と接觸する機會を持つことができた。「片板不許下海」のスローガンにも関わらず、明代中期の中國近海は、江南の絹や陶磁と南洋産の香料、それに日本や新大陸の銀塊を積んだ大型船が我が物顔で行き交ひ、官憲の取り締まりを逃れた無頼の輩が目を光らせる、交易と掠奪の海となつていた。

五 所謂 夷人

嘉靖時代の中國を訪れて、その見聞を書き残した外國人の一人であるポルトガルのガスバル・ダ・クルスは、朱統の發意によつて推進された沿海島嶼の掃討プロジェクトの現場に宣教師として居合わせ捕縛された經驗を持つ人物から、當時の事情を聞いた記事を傳えている。ポルトガル商人たちが越冬していたいわゆる「リャンポー」の島嶼上には、彼らが生活活上必要とする物資が何でも揃つていたので、來航したポルトガル人航海者たちにとつて何一つ困るところはなかつた。ただし、狼藉者を吊し上げる處刑臺⁽³⁹⁾ではなく、そのためポルトガル人のうちにも、案内役の中國人たちの誘いに乗つて盜賊行爲に走るものがあつたという。ポルトガル人のいう「リャンポー」は一般に雙嶼⁽⁴⁰⁾に比定されるが、都指揮使盧鏜が同港を焼き討ちしたときに捕らえられた三人の「黒鬼番」、すなわち肌の黒い異國人たちの供述によると、彼らはいずれもフランキすなわちポルトガル人に買われたか雇われるかした者であつた。漳州・寧波各地の人々を併せた總勢七〇餘人が乗り組んだ商船で、福建から日本にまで往來し、沿途しばしば掠奪をはたらいていたが、彼らが雙嶼に滞在している間、寧波人から數度にわたつて、總額千兩にも達しようという銀兩を騙し取られていたという⁽⁴¹⁾。

中國ではしばしば、沿海地方の富豪たちが彼らと交易をしながら、時に代金を踏み倒したことが「倭寇猖獗」の一大原

因とされるが、このような事例は「倭寇」の内情を彷彿とさせるに餘りある。こうした華夷たちまじる交易場となっていたのは雙嶼一港に限らない。閩浙兩省の交界沖にある南麂山、泉州對岸の浯嶼、潮漳兩府沖合の南澳など、東南海域のあらゆる島々でこうしたトラブルは跡を絶たなかったであろう。⁽⁴³⁾『澳門記略』にポルトガル人の風俗を述べて、商賈はただ指で數を示し、大口の取引であっても契約書を作らず、ことあれば天を指さして誓いを立てて破ることがない、とする記述が見える一方、⁽⁴⁴⁾ピレスやダ・クルスなど當時の西洋人の記述には、中國人は商賈にかけては信用できない人々であると評しているものが目につく。⁽⁴⁵⁾中國人と諸外國人との間の商業倫理に關して、このような記述の違いが見られる以上、兩者の商取引にしばしば慣行上の行き違いが起こりえたであろうことは最低限想定しておかねばならない。外見も言語も風俗習慣をも異にする、自由な多民族間交易において、果たしてどれだけの平和狀態を維持することが可能であろう。そうした狀況下での交換經濟は、むしろ原初的な勢力均衡の上に成り立つものであり、商取引を目的とした個々の接觸は、極めてあつてなく、身命を賭けた對立關係に轉化しうる。取引上の行き違いから生じた怨恨によって、恐怖に發する過剩防衛として、さらには相手方の報復に對する不安と猜疑でもって、誰に責任を歸すべくもない小さないざこざが大規模な衝突や略奪暴行にまで發展することも、珍しくはなかったであろう。

亡命中國人やシヤムの商人、およびイペリア人航海者たちにもそれぞれ責任の一端はあるとはいへ、當時の日本人もまた、その名にし負う「倭寇」の一角を確かに擔っていた。『籌海圖編』は日本人の來航者を二分して、豊かだかつ道理をわきまえた人々は、朝貢船や商船に乗ってやってくるが、賊船に乗っているのは、貧しくて惡事をなすような連中ばかりである、と説くが、⁽⁴⁶⁾「眞倭」と呼ばれる日本人勢は、たいてい中國人船主の下に傭兵のような形で雇われていたものが多かったことも當時から知られており、彼らが日本に戻った後、「お客になつてきた」と自稱していると、同書編者はおそらく憤懣をこめて書き記している。⁽⁴⁷⁾直接の被害者に身をおいてみれば、その非道を怒るのはもつともな話だが、ここでは戰國時代人の生活感を、現代のわれわれの倫理觀で一概に斷罪することをせず、當時の日中關係の一側面とひとまず見な

しておくにとどめたい。戦國日本のあぶれ者たちは、中國においてのみならず、廣く東南アジア諸國でも、食うに困ったあげくには、鐵砲玉としての傭兵の需要に體を張つて應えていたのである。⁴⁸

しかし、朱紘が見るところの日本人とは、あくまで、暴力的で物事の善し惡しをわきまえない「倭夷」であり、中國人と境を同じにすべからざる夷狄であつた。京都天龍寺塔頭妙智院の三世住持策彦周良を正使とする朝貢使節が入明した當時、朱紘は使節團の人員が上陸地である寧波の住民と接觸することを厳しく禁じた。それは何よりもまず、寧波の商人と日本人との間に金錢をめぐるトラブルが発生することを防ぐためであつたが、同時に、人々が外國人につきあうことで、當地の社會風紀に何らかの害惡がもたらされることを恐れたためであつたと考えられる。上奏文の中で、寧波・紹興の住民が、中央に上納すべき税糧や物産を、胥吏ぐるみで雙嶼港に横流ししており、調査を促しても一向に報告がないことを憤る朱紘は、同時に、往年の貢使來朝に際して、使節の人員が當地の姦民の居室を訪れ、「酒を酌み詩文を交わして、まるで兄弟分のようなであり、中には盡くして申し上げるに堪えないこともあつた」と嘆いてみせる。⁴⁹官財横領、非法交易および公務不履行等の犯罪行為になぞらえて、日本人と中國人の間の交友を不道德な關係と糾弾する意圖が、思わせない行間に込められているのが見てとれる。

成化弘治年間に活躍した丘濬という文人官僚の手になる『大學衍義補』という書物は、『大學』の掲げる「修身・齊家・治國・平天下」の演繹に随つて、四書五經の觀念體系を實際の經世済民に反映させる意圖をもつて著されており、明代士大夫による政治上の世界觀を、おそらくは典型的な形で見るができる。丘濬の説くところでは、中國は外夷に比較して、法制禮樂の支配を受けるといふ點において道德的に優れており、古えの聖王の定める五服九畿の制に倣つて中外を厳しく隔離することにより、中國と夷狄は各々その所を得て天下の平和は保たれるといふ。⁵⁰「春秋の大義」などと呼ばれるこうした政治思想は、國初洪武年間に布告された海禁令そもその意圖を理解する上でも示唆するところがあるだろう。「下海通番の禁」は、内と外との明らかな境界を設定することによって、他者¹に對する自己²を確立し、明朝治下の社

會を、他者への漠然とした優越感のもと共有された自己として、一君萬民というスタイルの「民族國家」に收斂しておくことを目指していた。つまりそれは、海沿いの防衛ラインという斷層によって、沿海部において「元朝」末期には消失しかけていた「中國」としてのアイデンティティを、當地の人々に再度確認することを迫るものであった。

これまで見てきたように、明代中期の中國近海は、殺人の禁忌という最低限の社會的合意すら成立しない、「棄民の自由」の酷薄な生存競争にさらされており、人々は自らの存在の確實性すら保證されず、善惡の彼岸によるべくなく漂うほかなかった。萬曆年間刊行の『泉州府志』は、華美に走り、博打に溺れ、暴力に明け暮れる府下の民衆の姿を嘆かわしく描いているが、⁽⁵¹⁾漁業と交易に浮き身をやつし、波の上の自由にもまれた福建沿海諸府の民衆の姿は、朱統の農本的世界觀からすれば、その純情が到底許容し得ない、まさに文明の教化から外れた「化外」の風と映ったのであろう。⁽⁵²⁾朱統という一個人にとって、官僚制國家の人倫の體系は、その内發的な良心の形式とほとんど先驗的に一致していた。祖宗の法をひく嘉靖朝の國制を遵奉することは、朱統にとって自然な良心の發露であり、或いはその道理を窮め、或いはその是非をあらためて心に問うまでもなく、自明なものであったに違いない。朱統の良心は、國法のいかにありうるかを問うよりも、その正しさを無條件に前提として、そこからの逸脱を激しく憎惡する頑迷な潔癖さに裏打ちされたものであった。しかし、海禁令の象徴する倫理觀は、嘉靖年間にはすでに「棄民の自由」の海上に荒ぶる力によって脅かされつつあり、王朝權力に裏づけられた正義は、自由であることを強いられた個々の暴力に、その座をあけわたさざるを得なくなっていた。

六 在水此方

當時、ずさんでいたのは海上ばかりではない。明末文化の興隆期にあたる中國本土の世相は、當時の文人にとつても決して明るいものではなかった。嘉靖一九年の序文を冠する『太平縣志』は、縣下在住の葉良佩という一文人によって編纂されたものだが、その第二巻地輿志の風俗の條は、國初洪武年間から嘉靖當時までの沿海部の社會風紀がどのような経過

をたどつて變遷してきたかを、土地の古老からの聞き書きと稱して記している。以下、その述べるところのあらましを紹介しよう。

まず、明朝創立當初には、法令が嚴格で、威張り散らす者もなく、人々は生産勞働に勵んで贅澤をすることもなかった。だが、宣德正統年間になると、法の拘束が弛んで、豪族が無産の流民を耕作に使つてはその收穫の半ばを吸い上げ、任俠の徒が官府の弱みを握つてこれを牛耳るようになる。彼らは、縣下の村人の間に争いがあれば、自ら調停に立つか、あるいはその威光で事を收め、もし當事者が納得しなければ、手数料を取つて告訴を代行してやり、一朝事あれば數百人を集めて喧嘩騒ぎを起こすようなありさまで、官府にとつては頭の痛い存在であつた。その後、官の手による肅清によつて、その一黨數十人が獄に横死し、風紀はようやく落ち着きを取り戻した。成化弘治年間には民風新たまつて、生活は豊かになる。あるものは田地十畝にして、官僚の公邸と見まがうような、廣間のある豪華な屋敷を持ち、男も女も錦羅玉章、五彩の綾を身にまとつた。富豪の子弟は遊びほうけて生産活動を放棄したため、農夫たちは耕作を怠り、家庭の主婦もまた、年寄りや子供を召使いのように扱い、虐待しては死に至らしめ憚ることがなかった。しかし、正徳の半ばには、全般的な貧困化が進んで、押しも押されぬ大金持ちは見られなくなる。商船主は漳州の海賊と倭寇に債權を踏み倒され、水田は用水路の泥さらいを怠つたためにしばしば水浸しとなり、そこに公私こもごもの苛斂誅求が加わつて、中等以下の農家はみな破産して夜逃げするにいたつた。しかし、このような大不況の下、心ある人々の憂慮の聲にも關わらず、當地の贅澤の風は止むことがなかったという。

以上のような社會狀況の敘述からは、一治一亂を地でゆく循環史觀とともに、編者の主要な論點が、時代を下るに隨つて顯著になつてゆく明代中國の奢侈と怠惰の風潮にあるのを見てとることができる。正徳以降の貧困問題は、いったいどのような經濟構造に由來するものなのだろうか。そもそも官府は、豪族の跳梁に對するその暴力的な肅清によつて、在地における指導性を、果たしてどれほど回復しえたのだろうか。宣德正統年間に盛んであつたというこうした任俠的な風潮

は、現物經濟から貨幣經濟へ向かうとしていた明代前期の活況のもと、いわば盛世の鬼子として發生したものであったが、明代社會經濟史に關する數多くの研究が物語るように、この種の社會關係を成り立たせている經濟構造の變容は一種不可逆的なものであつて、數十人を非公式に處刑するという強壓的な手段によつたところで、洪武時代の舊に復すべきものではなかつた。富豪たちの家が絶え、俠客たちの結束が表面的に解體したとしても、循環し始めた富は分配の形式を求め、貨幣の流通は存續の様態を欲し、利益集團は官府に面従することにより、むしろその庇護下に寄生して、「官」の名で呼ばれる組織そのものをもまた變質に導いていったのである。

『兵律』『關津』に附される『問刑條例』は、沿海各處の船舶について、特別の許可證を發給されたもの以外、軍戶民戸を問はず、帆柱二本以上を設置した大型船を建造することを「違式」とし、一般人については、帆柱一本の小型船に免許證を發給して、近海での漁撈と薪採りを目的として運航することを許している。⁽⁵³⁾この條項は、そうした規格外的大型船に禁制品を搭載して海外で商賣を行い、果ては海賊と通じ合つて徒黨を組み、彼らに協力して一般人を誘拐することなどの行爲を、『明律』『十惡』の一つである「謀叛」と同格と見なし、斬刑をもつて禁じるくだりに始まつている。條文自體の禁止事項と罰則が一つ一つ限定的に對應していないこともあつて、一體何を禁じているのか文意の解釋の確定は困難だが、帆柱を二本以上設置することが、そもそも取締りの對象であるという見解は、朱紘に限らず明朝官人たちの一般的解釋であつた。

嘉靖二七年四月に雙嶼港が封鎖された後、朱紘は浙江省各府縣および衛所巡檢司等に命じて、沖合を航行する違法な大型船隻數を報告するように指令した。その結果、同年五月から六月までの期間に浙江沖で觀測された船隻數は合計一二九〇餘隻に上つた。條例設定の眼目は大型船隻の建造禁止にあつたに違ひないが、條文の記載に、官府から「號票文引」の發給を受けたものを適用外としていたために、帆柱二本以上的大型船は、官府御用達の名目を借りて合法的に運航することができたのである。⁽⁵⁴⁾朱紘の奏上するところでは、こうした大型船は沿海地方一帯の豪門巨室の建造によるものであり、

當地の治安はそれら大型船が外國船と結託して掠奪行爲をはたらくことによつて敗れているので、このような無法狀態を改め、平和を回復するには、諸官廳に特許證の發給を許さず、規格外的大型船の建造と運輸を直ちに禁止し、従わない富豪たちを檢舉追究すべきだといふのであつた。朱紘が漳泉兩府を視察した當時の政界では、同地方について、「政事に手をつける前から批判的言論が渦巻き、政策が效を奏しないうちに妨害の掣肘が入る」といつた風聞が囁かれており、前述した總督饒毅秀もまた當地の世論の誹謗中傷を恐れていたといふ。水寨の監督には土地の郷紳が委託されて巡回したが、「委官査察に來たると聞いただけで把總等の軍官は色を失ひ、正装して拜禮に餘念ありません。かたやそれらの郷紳が委任された官職とは言つても、たかだか府の次官や知縣程度に過ぎないものが、そうした待遇を當然のように應對しております。」⁽⁶⁵⁾本來は統屬關係にない府州縣と水寨把總の主従關係に、朱紘は當地の「郷官」、つまり委官としての郷紳を含めた士大夫たちの隠然たる權力を見て、海防の退廢の元凶をここに求めたのである。「郷官と呼ばれる連中は、一地方の聲望の的であります。それが今般の狼藉放題、眼中には官府も何もありません。漳泉地方はもとと盜賊の吹き溜まりで、郷官たちの私船もまた盜賊の一味となっております。臣が再三考えますに、郷官の出海を禁じなければ、海道⁽⁵⁶⁾の治まる日が來ることはありません。」朱紘の目に、弛緩した海禁令と風紀の頹廢は、一つの複合と認識されていた。どちらが卵とも鶏ともつかず、互いに因となり果となるうちに、全ては自然のプロセスに身を任せ、より悪い状態へと移つてゆく。そうしたスパイラルの根本原因と想定されたのが、郷里社會で名望に浴する士大夫たちであつた。

蘇州府崑山縣の文人歸有光は、舉人の身分ながら太僕寺卿の職位にあり、朱紘の政策に反對して、慇懃無禮な調子の意見書をしたためている。「昨今、世の中で問題となつてゐるのは、弊害を改めようと各自が隨意私見を述べるあまり、弊害がますますひどくなつてゐるということです。ここ數年、士大夫の風紀はようやく體をなそうとしています。水は澄ませば清く、搔き混ぜれば濁りますが、搔き回して澄ませようとは理に適つたことではありません。閣下が寛容を旨とされ、靜坐して治めることこそが、吳の民の幸いなのです。」⁽⁵⁷⁾崑山縣といへば、朱紘の出身である長洲縣の東邊に境を接し、同

じ蘇州府出身の同郷人というべきものであるが、歸有光自身は、朱紘に聲援を送るよりは、江南の民衆の利益を擁護するポーズで朱紘の政策をたしなめる立場に回っていることには注意を要する。明代中期、中國隨一の商業都市であつた蘇州の繁榮は、江南デルタの豊富な農業生産力と周邊市鎮の活況に支えられていたが、同時に蘇州府の立地は、長江から大運河への乗り入れ口にほど近く、かつ内陸河川の流通網と外洋の沿岸航路とが結びつく船運の心臓部を占めていた。蘇州近郊で活躍する商人たちが海運を通じて浙江福建地方と深いつながりをもっていたことはいうまでもない。⁽⁵⁸⁾ 歸有光によるこの書簡は、蘇州地方の商業資本家の意見を代辯するものとの深讀みを許すものであり、官府の過干渉に反發するこうした自由主義は、南直隸を含めた沿海地方の士大夫の間で強固な世論を形成していたと思われる。⁽⁵⁹⁾

しかし、こうした郷紳たちが實際に一味同心して地域全體の富を獨り占めしていたのである、と斷定的な物言いで結論を下すことには躊躇せざるを得ない。紹興府餘姚縣からの報告によれば、嘉靖二十七年四月、漁撈をかたつて「下海通番」し、さらには逮捕に際して抵抗を試みたとの罪狀によつて數名の中國人が捕らえられた。彼らは、帆柱二本の大型船二隻に小船七隻を従え、旗指物三丁には、おそらくこれらの船舶の名義上の所有者である郷紳の姓であろう「吳府」の旗號を入れていた。搭載貨物は武器類と大量の黃魚、それに一千斤にも上る私鹽であつた。半月ほどして、魏盛と名のる人物が、朱紘のもとに訴え出てきた。彼の義兄は、朱紘の從者によつてぬれぎぬを着せられ、縣の役人はそれに違つて罪狀を上申しているということで、彼自身憚るところあつてこれまで申し述べることに叶わずにいたが、幸いにして世論の支持を得ることができた、と、その義兄なる者の釋放を願ひ出てきたのである。朱紘は、「憚るところがあつたのは、海賊に内通して反亂に加擔しているためではないのか」と詰問し、逮捕者の中に魏姓の者はいないとの縣の報告を受けて、これもすげなく獄に下してしまふ。魏盛は供述にあたつて、帆柱も旗印も非とするには足りず、魚を漁る無辜の民を罪する朱紘の所業こそが罪である、とその怒りに油を注ぐ。⁽⁶⁰⁾ 朱紘の見解によれば、彼らの乗り組んだ大型船こそが海邊の民の安心立命を脅かすのであつて、規格外船舶の取り締まりは海賊豫備軍の摘發に他ならない。法令はそもそも近海で魚を漁り薪を拾う

ことを禁じてはいないのである。

朱統在世當時からしばしば、海禁政策こそが民衆を苦しめ、反亂を誘發する原因になっているとして、外國商船との交易を公認することを提唱する建言がなされていた。また、倭寇問題を觸媒として、嘉靖年間以降、海防に關してのおびただしい經世書が刊行されている。明代後期の制度改革の趨勢に乗った一連の議論とは對照的に、朱統のやり方は、當地の保守的な士大夫たちにとって、いかにも無謀で強壓的に映ったことであろう。明代後期の沿海地方の社會は、朱統の抱く倫理的な世界觀とは異質の氣風を充溢させており、彼と當地住民との間には、郷紳と庶民との「階級對立」以上の距離が存在した。朱統が持ち出した彼なりの正義こそが、當地において彼自身を獨裁者の位置に追い込んだのである。

七 海 角 棄 民

浙江福建近海が、半ば無國籍の無法地帯となろうとしていた不安な世相を憂い、朱統の來任に現状打開の望みをつなぐ人々は確かに存在した。密貿易の中心地として名高かった漳州府の月港で、嚴世顯という人物が當地の住民の代表として、海道副使柯喬に上訴することには、「保甲は是非とも必要である。沿海地方でも、嘗て保甲を實施していたにもかかわらず効果を奏さなかったのは、チンピラの妨害や村の有力者たちによるいかさまがあり、また官府もこれを監督することがなかったからである」と、保甲の實施と官による嚴正な運営を求めている。⁽⁶¹⁾ 朱統の政策もこうした人々の聲に應えるという形で行われたものであろう。福建地方の老人の中には、當地の人々の風俗が近ごろ荒廢していると述べ、時には自ら訴えてくる者もあったという。⁽⁶²⁾ 海禁の引き締めにあたって朱統が掲げたのは、明朝創世以來の「祖宗の法」であるが、その根本には他ならぬ人命尊重の大義があつた。雙嶼港封鎖後の五月から六月にかけて浙江沖で一二九〇艘餘りの船舶の航行が觀測されたことに言及した上奏文の中で、朱統は「もし一船が一人を殺せば、一二九〇人餘りの人間が死に、一船が一家を劫略すれば一二九〇戸餘りの家がその害に遇う」と訴える。⁽⁶³⁾ 前述の通り『兵律』附載の條例中には、帆柱二本以上の

船による「下海通番」を、帝政中國最大の罪の一つである「謀叛」すなわち本國を裏切つて外國に就くことと同罪に見なす條項が存在した。雙嶼攻撃に際して捕縛された船乗りたちについて、朱統は強硬に、犯人を極刑に處し、その家族を連座させることを主張する。しかし逮捕者のうち多くの者が、脅迫されてやむなく従つたことを理由に罪を逃れ、また事後處理にあたつた官吏は、彼らに「謀叛」ではなく、より輕微な「強盜」の罪名を與えて減刑の便宜を圖つた。冤罪の可能性を排除できない抜き打ち檢舉に、法文通りの裁判を行えばあるいは生ずるであらう混亂を、當事官たちは恐れたものであらうが、律例の規定に忠實を期する、いわば檢察側からの罪刑法定主義にこだわる朱統は、ここで彼らを放免しては、陣没の兵士や掠奪の被害者たちは浮かばれないだらう、と相應に筋の通つた見解を奏上している。⁽⁶⁴⁾ただし、朱統がこうした感傷的な同情心を、現地の住民全てに對して抱いていたと考えるのは、必ずしも正しくない。

嘉靖二七年六月、朱統は當時の南贛汀漳巡撫と巡按福建監察御史を一堂に會して、とある證議を行なつた。上奏によれば、漳州府下月港地方の住民は、海を生計のよすがとし、外國との交易を日常茶飯事とこころえ、腕力に恃んで租税を納めず、訴訟沙汰は跡を絶たない狀況にあつて、「もしあらかじめ手を打たなければ、やがて文明の教化から外れた野蠻の氣風を生ずることになりましょう」との觀測のもと、新たな縣署の設立が建白される。⁽⁶⁵⁾それに半年ほど先だつて、朱統は任地での軍令の徹底を圖り、かつて南贛地方に巡撫として駐在した當時の例にならつて、軍旗軍牌八面八幅の賜與を奏請している。福建内地の山賊の動亂に悩まされた直後のことでもあり、その文言は、「漳州は到るところ盜賊だらけで、泉州より北も知れたものだ」と、治安狀況の惡化を強調する傍ら、軍事司令權の可視の象徴としての軍旗と軍牌を下賜されることによつて、「沿海の愚民が天誅の公正無私を思い知つて」當地の治安は回復し、自らも任務を全うできる、と人情論を排した彼一流の強硬姿勢を窺わせている。⁽⁶⁶⁾浙江巡撫兼福建海道提督軍務の官は、通常の文官の場合と異なり、當局の公認を受けて、明代の慎重かつ煩瑣な裁判手續きを超越し、反亂者等の重罪人を軍令の下に處刑する權限をその手中に握つていた。⁽⁶⁷⁾辭職後の朱統が最終的に彈劾・起訴されたのも、「擅殺」の罪狀によつてである。嘉靖二八年一月に泉州府沖

合の活嶼山走馬溪で捕らえられた九六人の船乗りたちを、軍令一下、斬に處したことが、直接の容疑であつた。朱統にとつては、一方で救いを待望する「東南の生靈」と稱される當地の民衆も、他方では物事の善し惡しをも分かない愚民大衆である。漳州はあくまで「中國」の一部でなければならなかつたが、當地の人々の生活様式に對しては、彼自身、憎しみに近い反感を抱いており、民衆も盜賊も、ともども紙一重の油斷ならない存在であつた。賜與された軍旗軍牌は、當地の人々にとつても、いわば死刑執行權の象徴として單なる標識以上の意味をもっており、巡撫の職責は暴力を背景にした威壓によつて遂行されたのである。朱統らによる運動が實を結び月港に海澄縣が新設されたのは、それから十年以上後、嘉靖四四年のことであつたが、皮肉なことに、その二年後の隆慶元年、福建巡撫塗澤民によつて海禁は緩められ、漳州における對外交易は部分的に公許を得る。⁽⁶⁸⁾當地の住民の意向を酌んだ形であつた。

朱統はそもそも當地の民衆世論の意義を認めなかつた。「春秋の大義」は「鄉論」の折衷ではない。彼にとつて、憎むべき「棄民の自由」から生ずるものは、あくまで一般大衆を正しい判斷から遠ざける有害な「流言蜚語」でしかなかつた。世論の是非は、むしろ賢明なる爲政者の判斷によつて分かつたべきものであり、世上の言論は官の無謬性によつて選り採られ、そこで初めて「一方士民」の聲となる。これを極論すれば、たとえ地方民衆の誰一人として甘んじて服することがなくとも、社會正義は天與の前提としてあらかじめ官府に宿り、彼らを教え導くものであつた。それは、いみじくも科擧という制度的傳統において、王朝國家が、受験者による天理人倫の解釋と表現を材料に、その一方的な判斷によつて優秀者を一般人民から擣り上げ、彼らのみに政治主體としての立場を保證するのとよく似ている。治下の人々の福利厚生に對して責任を負っているのは王朝政府であり、主體性を持つには愚かに過ぎる民衆は、政治的指導層である官僚士大夫の教導のもと、會典に記された歷代の政令を彼ら自身の「法」とすることによつてのみ幸福な生活を實現することができる。朱統が信じるところの民衆觀と王朝國家の正義から導き出される感覺に従えば、官の意思に依らない民衆の動靜は、一切が罪惡であり、憎むべきであり、正すべきであつた。一君萬民という國家體制は、民衆一般を愚かで過ちを犯しやすいも

の、本來的にかよわく罪のない存在だと前提する、大いなる父性の上に成り立っている。彼らは、明朝皇帝の教化によつて、「棄民の自由」から救い出され、太平の恩恵に浴する幸福を約束されていた。その歸屬する共同社會としての「中華」が、四方の夷狄に比べて存在價值において優越するゆえんが、法制禮樂に支配される普遍的な秩序にある以上、國法を犯す者に對する罰則の嚴格な適用こそが、總體としての「中國」の尊嚴を保證するのである。朱統にとつて文明的であることと、逸脫者に對する假借ない嚴刑の行使とは、原理的に全く矛盾するものではない。巡撫と治下の民衆との間に精神的斷絶を生み、復讐心に燃える彼の政敵があげつらつたのも、朱統の倫理觀のこうした非情とも言える頑なさであつた。世上の悲惨とそれを生み出す社會惡に對する一途な憎しみは、かえつて彼を精神的孤獨のうちに硬化させ、やがて來たるべき破滅へと追いやつていたのである。

八 天涯 死 命

歷代の中國王朝は、世界的に見ても往時にあつて最大規模の人的組織であつた。朱統が人間社會の最善のあり方として準據せざるを得なかつた明朝國制は、その周邊のいかなる社會にもまして、その治下に居住する人々の間に共有されうる一つの場をもたらし、四方に廣がる疆域を一律の社會秩序のもとに收拾しようとする目的性に支えられていた。當時に生きる人々の觀念の中で、統合された世界の唯一あり得る形式であつた「中國」を體現する公權力は、科擧によつて選び抜かれたエリートによる人格的價値の階級性をその支配秩序の理念とする一方、官府の擔うべき多くの職責を治下住民の間の實力者に委託して、在地の自然な社會關係に入り込んでいた。獨裁政體のもろさは、それが被支配層からの支持をどれほど獲得し得ているのかについての判斷を、常に自らに課しておかねばならないところにある。「鄉論」の期待を背負つた「鄉官」たちによつて擔われる地方行政は、官界と民間との異次元に近い懸隔を、制度的機能の上で、また人々の被支配意識の裡においても埋め合わせていたのである。在地の世論に支えられた地方の名士たちは、皇帝の命を受けた勅任

官よりも、當地の民衆に對してはるかに實效的かつ直接的な影響力を持っていた。

ここで本稿冒頭の問題提起を思い起こしてほしい。すなわち、朱統の海禁政策が、當時の社會においてどのようなものと位置づけられ、朱統自身がそこにとどのように身を處したのか、という命題である。海禁政策は、彼の意識の裡にあっては、「倭寇」対策と言うより、むしろ始めから内政問題であつた。彼が眞に挑みかかったのは、被支配者である當地の民衆一般をいかに治めるかという問題に他ならず、海禁はその方便に過ぎなかつた。「祖宗の法」である海禁令を破り、公然と官府の實權を侵す元凶として究極の假想敵に想定されたのは「郷官」の名で呼ばれる當地の指導的士大夫たちであつたが、實際に強盜騒ぎの下手人として法廷に引き立てられて來るのは、無學文盲、裸一貫の海の男たちである。朱統にとつての「民」とは、一部の惡意ある士大夫によつて捏り出された下馬評を信じ込み、「郷論」に踊らされて物事の善し惡しも解さないまま天誅に服する政治的客體にはかならなかつた。彼の「姦豪」に對するあくなき敵意は、いみじくも、良民を撫字するという官僚制の建て前が、嘉靖年間を通じて内なる「倭寇」問題を抱えざるを得なかつたのと同様に、自らの裡に潛む自由への不安を當地の富民一般に投影したものであつた。憎むべき「無辜の民」の責任は、觀念上一握りの「郷官」に轉嫁され、スケープゴートが屠られることで、民衆一般の罪は贖われ、天朝皇帝の名の下に、地には平和が訪れることが期待される。彼にとつては海禁こそが、當地の住民自身の意向を超越して、彼らの安全で幸福な生活を保證する正しい方策であつた。しかし、朱統の一貫した信念にもかかわらず、民衆は彼の正義に承服しない。密貿易の黒幕とされる郷紳が泉州では野盜の被害に遭い、掠奪におびえる寧波府下では、年端もゆかない童子ですら、「海賊」を衣食のツテとして父とも母とも慕い、巡撫を累代の仇敵と見なしているという。そもそも、「官府」の手となり足となる衛所巡檢の軍兵が、今さらにして、いったい何ほどの正義をなしうるといふのか。「海賊」の根據地を攻め滅ぼし、海上治安の肅正に盡力したその功績を讀えるものではなく、百姓の生計を侵し無辜の民を虐げる巡撫の暴政に恨みがましく、朱統への誹謗中傷が沿海部鄉村に渦を卷く。朱統は「良民」を惑わす「姦豪」の非を責めるが、現地住民の生活實感を超越した正義

を説く「官府」より、むしろ彼のいわゆる「姦豪」を選びとつたのは、他ならぬ「良民」たち自身であつた。⁽¹⁾

このように官民士庶の屈折した關係から読みとれるのは、ただ、それらの階層なり集團なりが何らかの一元的な性質規定を許すものではないという事實ばかりである。衛卒が泥棒稼業を兼ね、官廳は胥吏幕友に支えられ、ヤミ交易が公務の名目で行われる嘉靖年間の浙江福建地方では、官府も郷紳も良民も海寇も、當時の中國社會に對する不動の構造的認識をうち立てる材料とするのに有効な概念ではありえない。それぞれは「個」の次元で曖昧に重なり合いつつ、不可解で混沌とした明末の世に轉がつてゆく。朱統が思い描くあくまで正しい權力も、それに唯々諾々と服従し、そこに幸福な生活を見いだすことができる素朴な民衆も、實際にはどこにも存在しなかつたのである。

嘉靖二八年一月、朱統は六箇條にわたつて自らの政策案を開陳し、三度目の辭職願いを奏上している。前年の七月、すでに彼は福建出身の監察御史周亮と刑科給事中葉鏜の劾奏によつて、巡撫から「巡視浙江」の地位に格下げとなつており、中央の人事にまで影響を及ぼす現地世論の恐ろしさに、切迫した身の危険を感じていたのであろう。當時各省巡撫の任に赴いた都御史のうち、職務責任を問われて罪に落とされる者が少なくなかつたが、朱統はその上奏の中で、「彼らのように科擧の試験と官界の名望に保證され、數十年の行政經驗を積んだ人材が、昔の賢人たちと比べてもそうそう任に堪えないものであるはずがなく、恐らく脅迫や妨害を恐れ、なおかつ權威も命令も行き渡らないためでありましょう」と責任追及の不當性を訴える。⁽²⁾ 彼に續いて軍事および行政の最高責任者として沿海諸省に派遣された人々の中にも、斬に處された總督六省軍務張經と獄死した太子太保胡宗憲がおり、非業の死を遂げたのは朱統だけではなかつた。この年の五月、再三にわたる辭職願ひは、朱統の恐れたような一部の驚々たる非難の中でようやく受理され、任を解かれた朱統は病を抱えて佛寺に引きこもる。アブリオリな正しさを見失いつつあつた嘉靖年間の中國において、皇帝獨裁という一見確實な意思系統は、官員それぞれの保身への代價として放棄されていた。地方社會の自意識の目覺め、などといえば聞こえはよいが、當局の意向と出處の知れない在地「世論」との板挟みにあい、雙方からの批判の矢面に立たされるのは、常にこうした地

方官たちであつた。「社會」を作り出すのはもはや「國家」ではなく、官府は命じ治める主權者であるよりは、折衝し和合させる調停機關とならざるをえない。いわゆる「民主主義」の屋臺骨を支えるのが、時として極めて統制的な集團であるのと同程度に、命令と服従に貫かれた垂直の專制機構は、鄉論と人脈と談合の複合からなる無形の代議政治の影を負つていた。朱統の憎しみが向かい、そして結果的に敗れざるを得なかつたのは、人間社會が法や制度の裏側に隠し持つたもう一つの顔ともいふべき、その不確かさだったのである。

む す び

福建省出身の御史陳九德の劾奏により、「擅殺」の容疑で朱統の逮捕命令が下りたのは嘉靖二十九年七月、その辭職後一年あまり後のことであつた。長洲縣の自宅において自殺が決行されたのは、それに先立つ嘉靖二十八年二月一六日のことである。在任中から福建人による報復を恐れていた朱統は、長らく神經症を患つており、上奏文の中でもしばしば病苦を訴えていた。彼が皇帝に書き送つた長大な上奏文の數々は、部下諸官の彈劾と自説の開陳により、不安な生存の確乎としたよりどころを求める、強迫性の代償行爲に近いものであつた。朱統の生涯は、不可解な現實世界のあいまいさを、何とか官僚制という可知の體系に仕立て上げようという一個の命題であつたと言えるだろう。それは、「棄民の自由」との永劫の神經戰のうちにおいてなされるものであつた。法と制度の權威のもとに抑壓しようとした自由への不安は、ついに現實世界への全面否定を導いて朱統を追いつめた。彼が信じた國家の大義も皇帝の聖斷も、その忠誠に報いることなく擅殺者としての彼に迫つた。幼少期に家庭の不幸を経験し、「孤苦にして自ら立つ」恵まれない生活の中から、官途のみを己が道と信じて這い上がった朱統にとって、一顧だにされなかつた二十年の職歴は病的な虛脱感のみを残した。もちろん、逮捕後に監獄内で被ることになる虐待を恐れたということもあろう。後世の傳記史家によつて傳へられる「皇帝でなければ大臣が、大臣でなければ甌粵閩粵の人々が、必ず私を殺すであらう」というつぶやきには、肉體的苦痛に對する耐性を

無化するような絶望的心情を讀みとることができる。「死ぬならば我が手をもって、人の助けは借りぬ。」⁽⁷³⁾自らの生きかたに裏切られた彼は、もはや現實の生というものの不確かさ、その価値のあいまいさに耐えることができなかった。彼が憧れてやまなかった永遠の正義は、よりしろを失つて内向し、不安におびえる病身を蔑んだ。法をもって人を刑した身が法によって追われる背理こそが、彼の孤獨な正義への報酬であつた。自撰墓誌銘の末尾を飾る言葉は、辭世の一句である。

「糾邪定亂、不負天子。功成身退、不負君子。吉凶禍福、命而已矣。命如之何、丹心青史。一家非之、一國非之、人孰無死、維成吾是！」⁽⁷⁴⁾これこそ朱統の死の、彼自身にとつての意味づけである。朱統の死は、世論に敗れ、政争に敗れ、人生そのものに敗れても、なおかつ自己の本源的正しさ、言い換えるならその實存的價值に執着する彼の怨念が、肉體としての自身を否定することを主體的に選擇することによって、最終にして究極の自己救済を果たしたもの、と考えるのは深讀みが過ぎるだろうか。物言わぬ死者の心を穿鑿し、好き放題な注釋を加えるのは學問として不健全に墮するものだろうか。しかし、彼が死に臨んで自ら墓誌銘を記し、また上奏文を整理して後世の刊行を望んだことは、確かにそのような意味をもつていた。王朝國家のスケープゴートとして死んだ、しがたない一官人の呪詛を拾い上げ、『明史』朱統傳は彼の遺恨に見事に應えたものと言えるであらう。

本稿は、朱統の立場を辯護し、その生平を美化する意圖のもとに書かれたものでは決していない。彼の執着した明朝の海禁令が最終的には撤廢されざるを得なかったことも、疑いようのない事實である。しかし、朱統という人物を、單にその政治的な功過得失のみを見て、時代の流れに乗り損なつた惨めな敗北者と切り捨てることが、筆者にはどうしてもできなかった。彼の苦惱と焦燥は、彼を壓殺した外在的事象に劣らない生々しさで、一時代の切迫した空氣を今日に傳えており、歴史としての過去は、むしろそうした虚實の皮膜の裡にこそ、その醜ろげな姿を漂わせてきた。『蹊餘雜集』とは、そういう文集である。

註

(1) いわゆる後期倭寇の發生について、明人の認識は二通り

あった。すなわち、『明世宗實錄』卷三五〇嘉靖二八年七月壬申の條に、「巡撫統下令捕賊甚急。……諸姦畏官兵搜捕、又遂勾引島夷及海中巨盜、所在劫掠、乘汎登岸。動以倭寇爲名、其實眞倭無幾。」とあるように朱統の彈壓の行き過ぎを説くもの、かたや、談遷『國權』卷五九が「自統沒、舶主豪右、唾手四起、倭患大作、人始思其功。」と述べているように、朱統の死によって海賊の跋扈に齒止めをかけるものがないかとなつたとするもの。どちらか一方が他方を排除して正しいものであるとは考えにくい。王世貞『弇州續稿』卷一四九文部像贊は、「自公得罪後、其官亦罷不設、中外搖手不敢言海禁事。居數年、海寇大作、東南爲魚爛者二十餘年而後定。識者以爲、不罪公、海當無寇。而二粵士大夫猶囂然謂、寇自朱統始。」とまとめている。

(2) 鄭若曾『籌海圖編』卷三廣東倭變紀は嘉靖三十三年、卷四福建倭變紀は嘉靖一十七年正月、卷六直隸倭變紀は嘉靖三十二年閏三月をそれぞれ永樂朝以來初めての倭寇として扱っている。卷五浙江倭變紀のみ成化年間の入寇を記録しており、「後期倭寇」の開始時期としてはやや釋然としな

いものを残すが、撰者の鄭氏自身が蘇州府崑山縣の出身であることを考え合わせても、何らかの複雑な事情がありえたものだろうと推測されるが、ここでは述べない。

(3) 宮崎市定「倭寇の本質と日本の南進」(『宮崎市定全集 二二』所收 岩波書店 一九九二)は、やや戦前色が強いも

の優れた概説である。石原道博「倭寇」(吉川弘文館一九六四)は、「倭寇」に言及する漢文史料を網羅したもの。矢野仁一「支那近代外國關係研究」(弘文堂 一九二八)、および藤田豊八「葡萄牙人澳門占據に至るまでの諸問題」(『東西交渉史の研究 南海篇』所收 星文館 一九四三)は、歐文史料を博搜して、中國近海におけるヨーロッパ人と中國人との初期の接觸を考證した古典的研究である。また近年の中國大陸の學者による成果として、林仁川「明末清初私人海上貿易」(華東師範大學出版社 一九八七)を舉げておく。同様に臺灣からは、陳文石「明嘉靖年間浙福沿海寇亂與私販貿易的關係」(『明清政治社會史論』上)所收 臺灣學生書局 一九九一)が出されている。

(4) 片山誠二郎「明代海上密貿易と沿海地方郷紳層」(『歴史學研究』一六四 一九五二)

(5) 片山誠二郎には朱統と郷紳との問題を扱った前掲論文のほかに、「嘉靖海寇反亂の一考察——王直一黨の反抗を中心に」(『東洋史學論集』四)所收 一九五五、「月港」二十四將の反亂」(『清水泰次博士追悼記念 明代史論叢』所收 大安 一九六二)がある。

(6) 片山テーゼに對する佐久間重男からの反應として、「明代海外私貿易の歴史的背景」(『史學雜誌』六一——一九五三)、「嘉靖海寇史考」(『星博士退官記念 中國史論集』所收 星斌夫先生退官記念事業會 一九七八)「中國嶺南海域の海寇と月港二十四將の反亂」(『青山史學』五一 一九七

(8) があり、ともに『日明關係史の研究』（吉川弘文館 一九八七）に收められている。

(7) 小林一美「中國農民戰爭史論の再検討」（『明清時代史の基本問題』所收 汲古書院 一九九七）は、「民衆反亂」という概念によって、階級闘争ではない中國社會に特有な内亂の性質を強調する。岸本美緒『明清交代と江南社會』（東京大學出版會 一九九九）は、當時の民衆の意識の領域に踏み込んで、彼らの社會を理解しようと試みる。

(8) 島田虔次「中國」（『中國の傳統思想』）所收 みすず書房 二〇〇一）は、百科事典の項目として書かれたものであるが、孟子の主張に現れる君主制下の「人民主義」と奴隸勞働の上に立つギリシアの「民主主義」を、歴史的價值において同等のものとする。

(9) 檀上寛「明初の海禁と朝貢」（前掲『明清時代史の基本問題』）所收。

(10) 日本史においては、小葉田淳「中世日支通交貿易史の研究」（刀江書院 一九四一）が對外關係史の古典的著作とされ、第八章「日明交渉の新展開」では海禁と倭寇の關係について論じ、朱統についても比較的詳しく言及されている。近年の研究成果については、すでに膨大な蓄積があるが、紙数の都合上、荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアの中の日本史』全六冊（東京大學出版會 一九九一、九三）を挙げておくにとどめる。

(11) 朱統「髣餘雜集」自序の記述を参照。

(12) 『髣餘雜集』卷一 玉音 南嶺軍門を参照。

(13) 海防制度の概要については、川越泰博「明代海防體制の運営構造」（『史學雜誌』八一・六一九七二）、黃中青「明代海防的水寨與遊兵」（『明史研究叢刊』之① 臺灣明史研究小組）等を参照。

(14) 『髣餘雜集』卷二 閱視海防事「如總督備倭官黎秀、奉有專勅、以都指揮體統、海防其職守也。臣相見之初、問軍數不知、問船數不知。及令開報、則五水寨把總官五員、尚差職名二員、餘牘舊冊而已。稍加較對、通不相合。總督如是、其他可知。」

卷三 薦舉將材乞假事權以濟地方艱危事「臣初見總督福建備倭以都指揮體統行事署都指揮使黎秀等、其海防要務、皆不能答。至令開報職掌、則五水寨把總指揮五員、尚差姓名二員。詰問其故、則稱『把總更替、竝無知會。』把總如此、其餘官軍可知。本官有名無實、果如昔日所聞矣。」

(15) ト大同『備倭圖紀』將領、および萬曆『漳州府志』卷七 漳州府 兵防志 水寨の項を参照。

(16) 『髣餘雜集』卷三 薦舉將材乞假事權以濟地方艱危事「臣入浙用兵、於三月初十日、行委黎秀住劄金門千戶所。已將職名題知、今尚無到彼回報。又漳州有警、本官轉呈既已後時、却將兵夫傷損情節削去、謂臣遠隔可以隱蔽也。」

(17) 『髣餘雜集』卷三 薦舉將材乞假事權以濟地方艱危事「惟照浙江・福建各有備倭官一員、其任一也。在浙江、則以都指揮在都司支俸、與布按二司韻順。故沿海把總以下官員、尚知體統、苟能恪遵聖諭、夙夜惟勤、持廉秉公、以律下人、猶爲稱職。在福建、則以都指揮體統行事、不得韻順

都司。在人視之已輕、而其自視亦不自重、此亦發皇言辱君命、甚矣。」

(18) 『籌海圖編』卷四 福建倭變紀を参照。

(19) 明代の軍事制度において、衛所に歸屬する軍戸と、總兵官・把總などの兵官に統率される兵、および巡檢司に駐在する弓兵は、それぞれ統屬の系統を異にしていた。本文では、日本語としてややこねないが、世襲の軍人である前者を官軍または軍士、召募に應じた民戸を含む後二者を兵士と呼び、三者をまとめて軍兵などと表記した。陳文石「明代衛所的軍」(前掲『明清政治社會史論上』所收)を参照。

(20) 『璧餘雜集』卷二 閱視海防事の記載に據った。

(21) 嘉靖『寧波府志』卷十三 徭役志 兵費「夫師之所處沃土荆棘、老穉轉溝壑、強壯飢鯨鯨、通播遺黎、幸存者十之六七耳。而分戍轉餉、屢交於途未已也。無名之斂、盡征於田、視畝畝爲陷穽、即徒手以委人、誰將受之。乃若海澨之山、十童八九、池蕩之堰、罔識區域、徒以原無徭稅虛里編戶、一旦欲履不毛披榛翳而業之、即李悝商鞅何所施其計矣。夫昔以土地養人、今以人養土地、欲無枕席以死、不可得也。夫有民而無產、猶可爲也、有產而無民、將賦之誰乎。此可爲寒心者也。」

(22) 嘉靖『寧波府志』卷八 兵衛志「救寧日久、棄干戈而不講、介冑之裔、聘紉綺、逐狗馬、恬于市井治遊。其才者、習佔畢雕蟲、呶議闊論、與學士先生、爭弋不貲之譽、以爲是。」

(23) 嘉靖『寧波府志』卷二四 兵政書「歲撥糧儲、止準見在

軍伍、他皆謂之羨餘、歸諸計部。其存留者、又缺於姦民、侵欺於豪長、官司置不爲問。而廩庾之儲、曾不及通缺之半、糧安得復舊額乎。故軍日銷、糧日耗、以至不可簡閱、雖謂之無兵亦宜、況可恃之以折衝禦侮、爲萬里長城乎。」

(24) 嘉靖『太平縣志』卷五 職官下 兵防「論曰……蓋兵之所仰者、食或糧、給不以其時則飢。又其人率以商賈爲活、不閑操練、弱弓敗矢、置之廢棄、是教之不豫也。武職官皆生長茲地、素不能服屬其衆、是令之不嚴也。」

(25) トメ・ピレス原著 生田滋譯注『東方諸國記』第四部 シナ「カントンにおける海陸の司令官の慣行」(岩波書店 大航海時代叢書 一九六六)を参照。

(26) 林希元『林次崖集』卷四 拒倭議(『皇明經世文編』卷一六五)は、「今雖曰倭、然中國之人、居三之一。爲賊爲兵、中國之人一也。然爲賊則勝、爲兵則敗、何也。」と問いかけ、中國の兵隊が「倭寇」に勝てない理由を、彼らに死力を盡くす氣がないからだと結論づけている。

(27) 『璧餘雜集』卷三 海洋賊船出沒事の記載を参照。

(28) 『海寇議』には二種の版本がある。一方は、嘉靖年間にまとめられた『金鑿玉振集』から『借月山房彙鈔』等の叢書類に傳えられるものであり、他方は萬表個人の文集である『玩鹿亭稿』卷五 雜文に收められている。後者の記述は、朱紘の政策への批判と寧波の士人擁護の姿勢が比較的是つきりと現れており、より古い形を傳えているものと思われる。本文では後者に據った。

(29) 萬表『玩鹿亭稿』卷五 雜文 海寇議「邊衛之官、有與柴德美通番、而往來五峰素熟者、近則拜伏叩頭、甘爲臣僕、爲其送貨、一呼即往、自以爲榮、矜挾上下、順逆不分、良惡莫辨、法禁之壞、至此極也。」『金聲玉振集』版では、寧波府下觀海衛の衛官の出身で昌國備倭把總であつた張四維という人物が名指しされている。

(30) 『甌餘雜集』卷二 薦舉將材乞假事 權以濟地方艱危事「節據巡海等道副使等官柯喬等稟稱『沿海舊規設有水寨五、每寨有把總一、名存實亡、反以導寇。本職見住漳州嚴行督察、要將兪大猷、聽其調度』等語。臣愚以爲、水寨無實者、險遠無統故也。把總之導寇者、督責無法故也。」

(31) 『籌海圖編』卷四 福建事宜を参照。

(32) 唐順之『荆川先生外集』卷二 三沙賊遞疏を参照。

(33) 張燮『東西洋考』卷七 餉稅考。

(34) ガスパール・ダ・クルス原著 日笠博司編譯『中國誌』第二章「往時いかにしてポルトガル人はシナ人と交渉していたか。またいかにしてシナ人が彼らに對して武裝したかについて」(新人物往來社 一九九六)。

(35) 『甌餘雜集』卷三 增設縣治以安地方事「據福建按察司巡視海道副使柯喬呈議得、……其東逼近海濱、設有安邊館通判一員、管理捕務。其始也、官設八捕以擒盜、其既也、八捕實盜以通官。本以禦寇、反以導寇、本以安民、反以戕民。……行據帶管分守道右參政吳鵬、整飭兵備兼分巡漳南道僉事韓柱會呈、……明白會議、……先年、議於海濱立安邊館、委府佐貳往割以控制之。然更代不常、治體數變、以

致捕盜資緣爲姦、官府長難推避、因循廢弛、情僞日滋、事若易而可圖、患則隱而未著、成不可不爲之處也。」

(36) 『孝宗實錄』卷八二 弘治六年十一月乙卯の條。

(37) 嘉靖『溫州府志』卷九 治行に見える、尹宏・何文淵・張礎の各傳を参照。

(38) 『英宗實錄』卷一四 正統元年二月壬寅の條。

(39) 前掲註(34)に同じ。

(40) 矢野仁一「ポルトガル人の浙江に於ける通商植民に就いて」(前掲『支那近代外國關係研究』第六章)を参照。

(41) 『甌餘雜集』卷二 議處夷賊以明典刑以消禍患事「又據上虞縣知縣陳大賓申抄、黑鬼番口詞內開、一名沙哩馬喇年三十五歲、地名滿喇喇人、善能使船觀星象、被佛郎機番、每年將銀八兩、雇用駕船。一名法哩須、年二十六歲、地名哈眉須人、十歲時、被佛郎機番買來、在海上長大。一名囉哩丁牛、年三十歲、咖味哩人、被佛郎機自幼買來。同口稱佛郎機十人與伊一十三人、共漳州・寧波大小七十餘人、駕船在海、將胡椒銀子、換米布絀段買賣、往來日本・漳州・寧波之間、乘機在海打劫。今失記の日、在雙嶼被不知名客人、擄小南船、載麪一石、送入番船。說有綿布綿絀湖絲、騙去銀三百兩、坐等不來。又寧波客人林老魁、先與番人、將銀二百兩、買段子綿布綿絀後、將伊男留在番船、騙去銀一十八兩。又有不知名寧波客人、哄稱有湖絲十擔、欲賣與番人騙去銀七百兩、六擔欲賣與日本人、騙去銀三百兩。」

(42) 沈德符『萬曆野獲篇』卷一一 海上市舶司。

(43) 『籌海圖編』卷十二 經略二 勒會哨に載せる閩縣知縣仇

俊卿の言を参照。

- (44) 印光任・張汝霖『澳門記略』卷下 澳蕃篇「其人……好經商、市易但伸指示數、雖累千金、不立約契。」

- (45) 『東方諸國記』第四部 シナ「シナ王國」、「マラカの商人がシナで課せられる税」および『中國誌』第一章「工藝職人と商人について」を参照。

- (46) 『籌海圖編』卷二 倭國事略「日本之民有貧有富、有淑有慝。富而淑者、或登貢舶而來、或登商舶而來。凡在寇舶皆貧與爲惡者也。」

- (47) 『籌海圖編』卷二 寇術「眞倭甚少、不過數十人、爲前鋒。寇還島、皆云倭客回。」

- (48) 大小の商賣人を含めた在外日本人を「倭寇」と總稱することは、中國史料に現れる「倭寇」との混亂を招くおそれがある。學術用語としては、「華僑」ならぬ、「和僑」ないしは「日僑」という、より中性的な呼稱を使用することを提唱したい。

- (49) 『雙餘雜集』卷三 不職官員背公私黨廢壞紀綱事「又訪得、寧紹姦人、通同吏書、將起解錢糧物料、領出雙嶼賊船、私通貿易。行查領解未獲、批單起數未報。又訪得、往年夷使人貢、遨遊各姦之家、飲酒題詩、眞同兄弟、中有不忍盡言者。」

- (50) 『大學衍義補』卷一四三 馭夷狄「臣按、先儒謂禹貢五服、甸侯綏爲中國、要荒爲夷狄。聖人之治、詳內略外、觀五服名義可見。治中國、則法度宜詳、治以必治也。治夷狄、則法度宜略、治以不治也。」……「臣按、禹服周畿要荒蠻

夷、邈然處於侯甸采衛之外。當是之時、華夏之辨、截然有一定之限。周道既衰、於是乎腥羶異類始入中國、而與齊民錯居。春秋之時、有陸渾之類、已居中國。其後漢唐之世、往往有夷狄之禍。此無他由、其不能謹內外之防、而混華夷之俗故也。由是以觀、則禹貢之五服、周人之九服、其爲當世制也、嚴矣。其爲後世慮也、遠矣。」

- (51) 萬曆『泉州府志』卷三 風俗の記載を参照。

- (52) 『雙餘雜集』卷四 雙嶼填港工完事「有力者自出資本、無力者轉展稱貸。有謀者誣領官銀、無謀者質當人口。有勢者揚旗出入、無勢者投託假借。雙桅三桅連檣往來、愚下之民、一葉之艇、送一瓜、運一罇、率得厚利、馴致三尺童子、亦知雙嶼之衣食父母。遠近同風、不復知華俗之變於夷矣。」

- (53) 『問刑條例』兵律三「私出外境及違禁下海」條附。

- (54) 『籌海圖編』卷四 福建事宜「閩縣知縣仇俊卿……又云、沿海地方、人趨重利、接濟之人、在處皆有、但漳泉爲甚。餘多小民、勾誘番徒、窩匿異貨、其事易露、而法亦可加。漳泉多倚著姓宦族主之。方其番船之泊近郊也、張掛旗號、人亦不可誰何。其異貨行于他境也、甚至有藉其關文、明貼封條、役官夫以送出境至京者。及其海船回番而劫掠于遠近地方、則又佯爲之辭曰「此非此夥也、乃彼一綜也。」訛言以惑人聽。」

- (55) 『雙餘雜集』卷二 請明職掌以便遵行事「聞此地、事未舉而謗先行、效未見而肘先掣。……故總督備倭官黎秀等、有誣詞謗書之慮、把總指揮王麟等、有言出禍隨之恐。……把總等官、一聞委官到寨、神氣皆喪、披甲跪拜不暇。委官

不過推官・知縣、安然受之無疑。」

- (56) 『寢餘雜集』卷二 閱視海防事「夫所謂鄉官者、一鄉之望也。乃今肆志狼藉如此、目中豈知有官府耶。蓋漳泉地方、本盜賊之淵藪、而鄉官渡船、亦盜賊之羽翼。臣反復思惟、不禁鄉官之渡船、則海道不可清也。」

- (57) 歸有光『震川先生集』卷七 答朱巡撫書「今天下第一所患、爭出意見以求革弊、而弊愈生。數年以來、士大夫殆成風俗。夫水澄之則清、撓之則濁、以撓求清、必無此理。明公以寬靜坐鎮之、此吳民之福也。」

- (58) 藤井宏「新安商人の研究」(『東洋學報』三六一—四一九五三、五四)を參照。

- (59) 歸有光の事例は、宮崎市定「明代蘇松地方の士大夫と民衆」(『宮崎市定全集 一二』所收 岩波書店 一九九二)の指摘を裏づけるものである。

- (60) 『寢餘雜集』卷三 不職官員背公私黨廢壞紀綱事「去後、五月初五日、各犯買求見監魏盛具狀、指臣跟隨人役、譖訴義兄、先已驚怒、縣官違奉、加意申請、中間隱憂、不忍陳露、幸賴鄉評等語、向臣投訴。臣面詰問「隱憂之故、爲海賊內應造反否。」魏盛直應曰「是詞脅制、肆無忌憚。」」

- 卷三 海洋賊船出沒事「自臣觀之海濱之利、何限小民之計自存。近處捕取魚蝦采打柴木、明例人情原自相體、但臣近奏犯人魏盛之詞、不以見獲雙桅旗號爲彼之非、乃以黃魚自古無禁爲臣之罪。此可具之狀詞、孰不可騰之口說耶。夫雙桅旗號、利不在于小民、連年劫虜、害實流于比屋。」

- (61) 『寢餘雜集』卷二 閱視海防事「又據月港土民嚴世顯等、

條陳海道謂「保甲之法、甚切濱海之俗、舊嘗行之、而鮮有效者、以阻於強梁、弊於里老、且無官府以督成之、宜乎效之不終也。」

- (62) 『寢餘雜集』卷五 申論不職官員背公私黨廢壞紀綱事「閩之賢者老者、往往自謂、閩中近來風俗薄惡、至有移書及臣、鳴其不平者、是又不止外省疾惡而已。」

- (63) 『寢餘雜集』卷五 贖官違衆乞殘喘以存大體獻末議以圖久安事「嘉靖二十七年四月既破雙嶼之後、五月六月瞭報外洋賊船出沒、計一千二百九十餘艘、已形奏覆。使一船殺一人、即一千二百九十餘人矣。劫一家、即一千二百九十餘家矣。」

- (64) 『寢餘雜集』卷二 議處夷賊以明典刑以消禍患事「今照、各犯潛從他國、朝見國王、皆犯謀叛之律。潛通海賊、嚮導劫掠、皆違下海之例。……而失恃之徒、背公私黨、藉口脇從被虜之說。問官執持不堅、泛引強盜罪人之律、不究謀叛衆證無詞者、則從比附、以爲他日之地。稍能展轉者、則擬徒杖供明、徑欲釋放。參詳脇從被虜者、皆指良民。今禁海界限分明、不知何由被虜、何由脇從！若謂登岸脇虜、不知何人知證、何人保勘！若以入番導寇爲強盜、海洋對敵爲拒捕、不知強盜者何失主、拒捕者何罪人！臣之所未解也。且臨陣之際、生死呼吸、非彼則此、陣獲之賊輕縱、陣亡之兵何辜！連年殺戮之慘、何以懲創！」

- (65) 『寢餘雜集』卷三 增設縣治以安地方事「臣會同接管南贛汀漳等處地方提督軍務右副都御史龔輝、巡按福建監察御史金城、覆議得福建漳州府龍溪縣月港地方、僻在海隅、遙

通夷島、生聚蕃盛、萬有餘家。以下海爲生涯、以通番爲常事。方且嘯強負固、租賦不供、建訟構爭、經年不決。若不預爲之所、寔成化外之風。」

- (66) 『壁餘雜集』卷二 請給令旗令牌事「且自漳至杭、紆遠崎嶇、大率人文、一月之上、方達漳泉等處、居民以下海通番爲生涯、以殺人劫財爲常事。……蓋漳州無地非賊、泉州迤北可知。惟重典施於治亂、戡定然後撫綏。臣草創之初、不假明威、曷克有濟。如蒙乞敕兵部再加查議、比照南贛汀漳等處提督軍務事例、給發旗牌、申明前項軍法、使濱海愚民知天討之無私、信有罪之必罰、則姦狡者失其智、咆哮者失其勇、而臣奉以周旋、或免辱命之罪矣。」

- (67) 『壁餘雜集』卷二 請給令旗令牌事「勅諭『(前略)……文職五品以下、武職四品以下、如不用命、應拏問者徑自拏問、應參究者參究。事關軍機重大者、許以軍法從事。勅內該載不盡者、悉聽爾從宜處置、奏來定奪。欽此。』欽遵、伏念臣先奉勅命、提督南贛汀漳等處軍務、交承令旗令牌八面副、節准兵部咨稱『原擬責任、如遇盜賊入境劫掠、則便調兵剿殺。若有軍前違期・逗留・退縮、俱聽以軍法從事。生擒盜賊鞠問明白、亦聽斬首示衆』等因、備查查照。蓋有名必有器、有典必有則、欽遵奉行、曷敢越志。今臣兼官地方視前更廣、叨膺勅命視前尤重、未曾請給旗牌、及申明前

項軍法、舉止皇惑、有礙遵行。」

- (68) 佐久間重男「明朝の海禁政策」(前掲『日明關係史の研究』序論第二章)を参照。

- (69) 『壁餘雜集』卷二 議處夷賊以明典刑以消禍患事「竊照攘外斯可安內、治近斯可服遠。古稱夷狄不可以中國之治治之、入貢則懷之以恩、入寇則震之以威、謂之化外。至於中華之人動以禮法繩束、固不以夷狄之治治之矣。我朝立法垂訓、尤嚴夷夏之防。至今海濱父老相傳『國初寸板不許下海』、歷代承平蓋有由也。」

- (70) 『壁餘雜集』卷二 「勦除流賊事」に記載の事實を参照。

- (71) 『壁餘雜集』卷三 海洋賊船出沒事「但以海爲家之徒、安居城郭、既無剝牀之災、棹出海洋、且有同舟之濟、三尺童子、亦視海賊如衣食父母、視軍門如世代仇讎。往往倡爲樵采漁獵之說、動稱小民失利、或虞激變、鼓惑群聽、加以浮誕之詞、雖賢者深信不疑矣。」

- (72) 『壁餘雜集』卷五 曠官違衆乞殘喘以存大體獻末議以圖久安事「近年各處都御史、以不職得罪者接踵。是乃歷試群推之才、數十年作養之士、豈昔賢而今皆不肖耶!或亦牽掣顧忌、咸令不行之故耳。」

- (73) 『弇州續稿』卷一四九 文部 僚贊。

- (74) 『國朝顯徵錄』卷六二 都察院。

THE PEOPLE OF THE SEACOAST UNDER THE GOVERNMENT
OF THE MING DYNASTY, AS SEEN FROM THE VIEWPOINT
OF THE COMMISSIONER, ZHU WAN 朱紈

YAMAZAKI Takeshi

Many scholars today consider the Late-Ming era, rather optimistically, as a new age of cultural flourishing during which various genres of books were published by mass production, while the authors of such literary works were themselves quite pessimistic about their contemporary world, describing it as a time of decline in all aspects of their civilization. Zhu Wan 朱紈 was one of the general inspectors 都御史 of the Jiajing 嘉靖 era court, and was also appointed the provincial commissioner of Zhejiang 浙江巡撫 and admiral of coastal Fujian 福建海道提督軍務 from 1547-1549. The records of his political career, which he compiled himself to demonstrate his justice and innocence, show the institutional corruption of the civil administration in the territory under his control, the chronic threat of the attacks by the “Japanese Pirates” 倭寇, and the desperate anarchy of the local people, who were no longer subject to the prohibition on maritime ventures 海禁, which had been repeatedly declared by the central government since the beginning of the dynasty. China was “illegally” involved in the global interactions of the 16th Century and in the multi-ethnic “underground” societies of the stateless colonies on the coastal islands where both freedom and violence prevailed. A close inspection of Zhu Wan’s conception of the social order that he was charged with maintaining, his interpretation of the reality that he faced, the internal logic of his decision to enforce the ban on maritime ventures, and his failure to achieve public consensus concerning the responsibility of the government for local welfare prove the great difficulty in ruling “the people” with the administrative hierarchy of the Chinese empire. Given the situation in which Zhu Wan found himself, the stereotypical model of despotism is not applicable to late-Ming China, particularly given the miserable circumstances of his death.